

塚田南小学校サポーターズクラブ 会計細則

塚田南小学校サポーターズクラブの会計に関し、以下のように定める。

(予算)

第1条

役員は予算を編成し、定時総会の承認決議を得なければならない。

2 役員は臨時総会の承認決議を得て、予算の補正を行なうことができる。

3 役員は収入・支出予算を編成するにあたって、合理的に予測される収支を勘案し、財務の健全性の確保に努めなければならない。

(会計資料)

第2条

本会は会計資料として第3条で定める帳簿等を作成し、作成後3年間保管しなければならない。

2 会員は誰でも本会に対し会計資料の閲覧を請求することができる。

3 保存期間経過後の会計資料は会計担当理事によって廃棄する。

(帳簿等)

第3条

本会は次の帳簿等を作成し整理保管する。

(1) 収支予算書

(2) 現金出納帳及び預金出納帳

(3) 収支計算書

(4) 預金通帳

(5) 支払いに関わる領収書綴

(6) その他必要な台帳等

2 帳簿等の作成管理においては当該年度の会計担当理事が行う。

3 口座代表者名は本会代表名義とし、その通帳及び銀行印は会計担当理事が厳正に管理する。

(支出)

第4条

金銭の支出に際しては役員が申請を行い、代表または副代表いずれかの承認をもって支払いを行う。申請者が代表または副代表の場合は、もう一方の承認が必要とされる。

2 申請に際しては請求書、領収書等の必要書類を準備し、理由等を明記の上グループウェア等を利用して行う。

3 本会は、会計年度の開始した日から定時総会による予算が成立するまでの間、前年度の繰越金から必要経費を支出することができる。

(その他)

第5条

本細則は、本会理事会の承認を得て改廃することができる。

2 金銭取扱上において欠損が生じた場合は、原則として欠損を生じさせた者が弁償・補填する。やむを得ない事情等の場合は理事会において対応を決定し、総会に報告する。

附 則

本細則は2022年3月1日より施行する。